東労基発 1117 第８号
令和８年 11 月 17 日

建設業労働災害防止協会 東京支部
支部長　松井角平　殿

東京労働局労働基準部長

建設業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

東京労働局管内における労働災害は、関係者の取組により長期的には減少傾向にあるものの、令和８年には、特に建設業において、10 月からの約１か月半の間に、墜落災害や、移動式クレーン、車両系建設機械等の転倒による死亡災害や個人事業者等による死亡災害が発生しているほか、休業４日以上の死傷災害についても、墜落・転落を中心に多数発生しており、その防止が重要な課題となっています。

特に、最近の死亡災害では、高所作業における墜落制止用器具の不使用又は不適切な使用、立入禁止措置の不徹底、作業手順の不履行等、基本的な安全衛生管理が適切に実施されていれば防止できたと考えられる事例が多くあります。

建設現場における労働災害防止対策を推進する上で、計画段階におけるリスクアセスメントの実施や労働者への安全衛生教育の徹底が求められます。このため、当局では、特に留意すべき４つの重点事項（決意表明、管理活性化、高所対策、教育強化）の４つの事項（４Ｋ）を展開しています。

また、改正労働安全衛生法令により、個人事業者等についても、危険箇所への立入禁止措置その他の保護措置が義務付けられ、建設現場で作業に従事する全ての者の安全確保が求められています。

つきましては、建設業における労働災害防止対策を一層推進するため、傘下会員事業場に対し、下記事項について周知及び取組の徹底をお願い申し上げます。

記

１　死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明と発信
２　安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
３　墜落・転落災害防止対策の徹底
４　安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底
５　移動式クレーン、車両系建設機械等の転倒等の労働災害防止対策の徹底

令和８年 建設業死亡災害事例

	月	業種 職種	年齢 経験	事故の型 起因物	発生状況の概要
1	1月	建築工事業 解体工	50歳代 30年以上	2メートル以上からの墜落・転落 エレベータ・リフト	SRC造の建物の解体工事において、地下1階の機械式立体駐車場の解体作業中、自動車を載せるパレット1枚を移動式クレーンにて地上1階に吊り上げる際、被災者が玉掛けをやり直すために当該パレット上に乗ったところ、当該パレットが水平に動いて車輪が走行レールの端部から外れたため傾き、約3．5メートル下の地下1階の床面に墜落したもの。
2	2月	建築工事業 溶接工	70歳代 30年以上	2メートル以上からの墜落・転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	溶接作業の火花監視員として火花監視及び溶接部材の運搬等の付随作業に従事していた被災者が、作業構台の端から手すりを乗り越えて梁の上に乗ったところ、バランスを崩し、地下4階（落下距離は約26m。）まで墜落し、死亡したもの。
3	3月	その他の建設業 その他の作業者	40歳代 1年以上5年未満	2メートル以上からの墜落・転落 開口部	6階建てトラックターミナル新築工事において、鍛冶工1名が高所作業車を使用し、建物4階と車路間にある鉄骨梁の部分塗装を行っていた際に、雑工として入場し、高所作業車付近の車路上で通行車両の見張りを行っていた被災者が、鉄骨梁下の開口部（雨樋の保守点検用の吹抜け）（高さ約20メートル）から1階床面に墜落し、死亡したもの。なお、開口部周囲には、高さ70センチメートルの腰壁が設けられていた。
4	4月	その他の建設業 設備機械工	30歳代 5年以上10年未満	飛来・落下 エレベータ・リフト	エレベーターのテールコード更新作業中、搬器上で作業を行っていた作業員に古いテールコードが当たり死亡に至ったもの。
5	4月	土木工事業 建設業	60歳代 1年未満	はさまれ・巻き込まれ 移動式クレーン	積載型トラッククレーンに積まれた2本の既設管（L＝6200mm、φ950mm・約1．2t／本）について、荷台から2本目を卸そうとしたところ、既設管とあおりの間に挟まれた。
6	5月	建築工事業 管理者	40歳代 20年以上30年未満	その他 その他の起因物	工事現場で使用する防草シート等を止めるピンの点検中、当該ピンで右手親指を刺し負傷した。その後、負傷した指が化膿したため処方薬で治療しながら通常勤務をしていたが、症状が悪化し、入院加療を続けていたものの、化膿を原因とする感染性疾患により死亡したもの。
7	8月	建築工事業 とび工	30歳代 5年以上10年未満	2メートル以上からの墜落・転落 玉掛用具	クローラクレーンを用いたPC梁設置作業において、PC小梁（8．2トン）を吊り上げ、旋回中に片方のアダプター（吊り具）が破断し、補巻フックから外れ、高さ約36mから小梁が落下。落下中の小梁が躯体3階大梁部分にいた合図者付近に接触。合図者がフックをかけていた親綱が切断され、高さ約13mから1階床面に墜落し、死亡したもの。
8	10月	建築工事業 板金工	50歳代 20年以上30年未満	飛来、落下 金属材料	被災者（死亡者）の所属会社とは異なる会社（被災者（不休者）の所属会社）が施工していた外壁仕上工事において、両面テープにて仮止めされていたスチールフラットバー（横4．5cm×縦2m×厚さ6mm、重量約4．7kg）が落下し、別件施工箇所の目視確認作業を行っていた被災者の首に直撃し、死亡したもの。
9	10月	建築工事業 雑工	50歳代 10年以上20年未満	はさまれ・巻き込まれ 掘削用機械	被災者は、RC造7階建てビルの解体工事において、当該ビルの5階で解体工事に伴う手元作業員としてドラグ・ショベルの後方にて散水作業を行っていたところ、別事業者の労働者が運転するドラグ・ショベルが後退し、ドラグ・ショベルの履帯に巻き込まれ死亡したもの。
10	10月	建築工事業 とび工	50歳代 30年以上	2メートル以上からの墜落・転落 作業床、歩み板	地上20階建てオフィスビル新築工事において、被災者は共同作業者2名とともに、13階の作業床上で、木製の床材をビスを使用して仮固定する作業を行っていた。当該作業床には14階の鉄骨梁6本が仮置きされていたが、内1本が作業床端部から突出するため、当該箇所に手すりを設置することができず、代替措置として親綱が設けられていた。被災者は当該箇所から転落し、地上まで約65m墜落したもの。
11	11月	建築工事業 解体工	50歳代 10年以上20年未満	その他の転倒 掘削用機械	被災者は貨物自動車の後方でドラグ・ショベルを運転し貨物自動車の荷台へ自走する作業を行っていた。作業時、二枚一組の道板を使用し、床から貨物自動車の荷台までの通路を作成していた。被災者がドラグ・ショベルを運転し道板を上る途中で道板の一枚が貨物自動車の後方へずれ、被災者とドラグ・ショベルは転倒した。転倒した際に被災者がドラグ・ショベルと床に挟まれたもの。

令和８年 建設業死亡災害事例（個人事業者等）

	月	事故の型	発生状況の概要
1	6月	はさまれ・巻き込まれ	墓石の解体作業を行うため、カニクレーンをトラックに載せ、墓地構内の坂道を移動中、ヘアピンカーブで横転し、投げ出され、載せていたクレーンとともに斜面を滑り落ち、壁とクレーンに挟まれたもの。
2	9月	墜落・転落	鉄骨の建方作業が終了後、鉄骨のボルトの箇所に錆止材を塗る作業（タッチアップ作業）を行うため、「手すり等が設けられていない架設通路（鉄骨階段）」を昇降していたところ、1階部分に墜落したもの。
3	11月	墜落・転落	建築中のマンション新築工事で8階東面の外壁タイル張り作業を行っていたところ、一側足場（くさび緊結式）から約13m下にある電柱のトランスに墜落したもの。墜落制止用器具を身に着けていなかった。

東京労働局労働基準部安全課

建設業の労働災害防止対策を強化しましょう

墜落・転落災害をはじめとした

【重点取組事項】

- ☑ 死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信
- ☑ 安全衛生管理活動の活性化（下請事業者に対する指導・支援）
- ☑ 墜落・転落災害防止対策の徹底（高所作業の点検強化）
- ☑ 安全衛生教育の実施

Ketui 決意表明

墜落等の死亡災害を
発生させない決意表明を
現場所長自らが発信

Kanri Kasseika 管理活性化

安全衛生管理活動の
的確な実施と活性化！
（リスクアセスメント）
ＫＹ活動など

Kousyo 高所対策

有効な足場等の作業床、
手すりの設置、墜落
制止用器具の使用徹底！

墜落・転落リスクアセスメントの
実施も忘れずに

Kyouiku 教育強化

安全衛生教育では
作業手順の遵守確認など

4K の取組についての確認をお願いします（裏面）

Safe work TOKYO

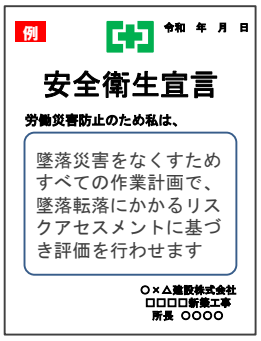
第14次東京労働局労働災害防止計画（2023～2027年度）がスタートしました。
引き続き、労働災害防止対策の推進をお願いします！

トップが発信！　みんなで宣言　一人一人が「安全・安心」

重点取組事項について

1　墜落・転落をはじめとした死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信

現場所長自らが「死亡災害を発生させない」旨の決意を安全衛生宣言などで表明するとともに、現場全体への適切かつ継続的な発信及び周知がなされていること。



2　安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組

安全衛生管理活動（現場巡視及び災防協、下請事業者に対する的確な指導・支援等）が実施されていること。

また、作業計画及び作業手順書の作成とそれに基づく手順の遵守、作業開始前の打合せの実施、KY活動の活性化（マンネリ化防止）に向けた取組が行われていること。

【留意事項】

※　日々の職場巡視の徹底はもとより、現場の危険箇所を見つける能力（危険感受性）を養うような創意工夫を凝らした取組を促進することにより、現場全体の安全レベルの向上を図ること。

※　リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクの除去・低減を検討し、当該検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。



3　墜落・転落災害防止対策の徹底

(1) 高所作業において、敷地の幅に応じた有効な足場などの作業床の設置、作業床の端や開口部における手すり（囲い等）の設置、墜落制止用器具の的確な使用など墜落・転落防止を重点とした点検強化が的確に図られていること。

(2) **墜落・転落による危険を未然に防ぐためのリスクアセスメントが実施されていること。**

(3) 鉄骨建方作業が含まれる場合に、令和５年９月28日付け東労発基0928第９号「建築工事における建築物等の鉄骨組立て等の作業の安全総点検について」に基づく安全総点検が行われていること。

【留意事項】

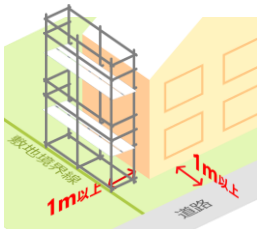
※　死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、リスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。

※　墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。

※　設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、墜落制止用器具の使用等を徹底すること。

※　適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。





4　安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底

(1) 安全衛生ルールが掲示やデジタルサイネージ等により現場全体で共有され、安全衛生対策が盛り込まれた作業手順書の周知が的確に行われていること。

(2) 新規入場者教育、職長教育や必要な特別教育の実施状況を確認するとともに、事前教育（下請事業者による入場前教育）の支援が的確に行われていること。

(3) 危険意識の低下や作業の慣れから生ずる災害防止対策として、災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施など安全衛生意識の向上が図られていること。



【留意事項】

※　作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、「建設業に不慣れな者」を使用することを前提とした管理が必要であることから、必要に応じ、職長教育や安全衛生責任者教育等について再教育を行うこと。また、建設現場で新たに仕事をされる「建設新規就業者」に対しては“建設現場における労働災害防止に必要な最低限のルールを習得させる”ための教育を実施すること。

※　元方事業者、協力会社相互間のコミュニケーション強化と現場全体の安全意識の高揚を図ること。